

発達障害児の「親の会」における 語りと障害の構築

山口裕子

1. はじめに

2004年12月に発達障害者支援法が国会で成立した。発達障害者支援法は、発達障害を支援の必要な障害として初めて謳った法律であり、身体障害者福祉法や知的障害者福祉法などと同じように障害者福祉法制度のひとつと考えられるものである。また、国際的にも発達障害についての啓発運動が始まっており、「世界自閉症啓発デー」が設けられている（日本発達障害福祉連盟、2009、pp.156）。

これまでの障害者福祉は、障害をアイデンティファイして範囲を決めて、そのように規定された人たちにサービスを提供するという方法をとってきた。しかし、身体障害や知的障害・精神障害などの既存の障害に比べて、発達障害は障害と健常の境界が不明瞭で、これまでと同じ方法では障害の範囲がうまく決まらない。その上まだよく知られていないために、発達障害をどのように語り、どのようなものとして位置づけるかということが、この法律の成立に大きく関わっていた。

まず法の成立に先立って、2004年2月から9月にかけて「発達障害支援に関する勉強会」が開催されている。参加者は発達障害者支援に従事する実務家、保護者、厚生労働省と文部科学省の行政担当者で、9回にわたるこの勉強会の中で「発達障害は脳の器質的又は機能的な要因によるものであり、障害そのものを取り除くことは困難な場合が多いが、早期発見と適切な診断を行い、適切な療育や教育と環境調整を行うことにより、社会的機能を高め改善する効果が期待できる。」という基本的な認識が示されている。また、この勉強会の中で、発達障害は支援を必要とするもの、又は実際に支援を受けているものとして実務家や親の会のメンバーにより語られている（発達障害の支援を考える議員連盟編著、2005、pp.4）。

次に、2004年4月に公明党、自由民主党、民主党、日本共産党、社会民主党の議員および厚生労働省や文部科学省の担当職員、発達障害の支援を行っている関係団体の代表者が出席して、「発達障害の支援を考える議員連盟設立準備会」が開かれ、同年5月には、橋本龍太郎議員を会長とする衆・参両院議員の超党派による「発達障害の支援を考える議員連盟」が設立された。この議員連盟でまとめられた発達障害に関する法案を検討し、2004年11月、第161回臨時国会に超党派による議員提出法案として、発達障害者支援法案が衆議院に提出され、同年12月3日に発達障害者支援法が成立している。

第161回臨時国会における答弁の中でも、この法案が障害者基本法の枠内に位置づけられるものであることや、発達障害そのものの定義に関して繰り返し答弁がなされている（第161回国会参議院内閣委員会会議録第9号、2004、pp.10）。最終的に、発達障害は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう（発達障害者支援法第2条第

1項)」と定義されたが、法の対象である発達障害はどの範囲を含むものなのかは政令に委ねられ、不明瞭なままの形で表されている。また法案作成者は、他のインタビュー（カイババ、2005、pp. 79-85）や、筆者の行ったインタビューの中で、知的障害や精神障害などに対する支援は発達障害の支援にはなっていないことや、定義の問題は専門家に任せて支援を考えていくために法の成立に力を注いだと述べている。¹⁾

以上のように、上述の勉強会から法成立までの間にも発達障害をめぐる様々な語りがみられた。では発達障害者支援法が成立する以前は、支援の必要な障害として認められていなかった知的障害や精神障害を伴わない発達障害は、どのように語られて支援の正当性を主張していたのだろうか。本稿では、発達障害者支援法制定以前にディスコース的な資源を開発し共有してきた発達障害児の「親の会」の実践を収集し、発達障害をどのように語るのかということに関して分析を行った。それは、発達障害について知るということが、発達障害を語るということと切り離して考えることができないためである。以下、本稿では実際の語りの分析を通して、「親の会」の実践を成立させている仕組みについて論じていく。

2. 分析の対象と方法

2-1. 対象

「全国LD（学習障害）親の会」²⁾に所属する「親の会」の会員の会話に参加する形で2003年2月から5月にかけてインタビュー調査を行い、対象者の承諾のもと、録音を逐語録に直し、それを用いてディスコース分析を行なった。したがって、これが意味しているのはインタビューは法制定前のものであり、インタビュー上に現れている表現は、法制定過程および法成立後に遡及的にディスコース上の資源を獲得したものではないということである。なお、この「親の会」は1992年に設立され、LDに限らず学校や社会集団への適応がうまくいかない子どもを持つ親で構成されており、子どもたちの診断名はADHD（注意欠陥多動性障害）やアスペルガー障害、LD、軽度の知的障害など様々であるが、子どもの診断は必ずしも会員の必要条件ではない。

ここで、「親の会」におけるディスコースを対象としたのは、もっとも身近で支援を喫緊の課題としている人々が、発達障害そのものについての語り方を発展させるのに最も重要な役割を担っていると考えられるからである。発達障害児の親は発達障害について最も関心が高く、かつ発達障害児と最も親密に関わっていると考えられ、発達障害に関しての支援を喫緊の課題にしている。そのために、発達障害が存在するという事実を構築するディスコースの生産ということについて、最も中心的な役割を担っている。以上の理由で、「親の会」におけるディスコースは、分析の対象として妥当であると考えられる。

2-2. 方法

「親の会」の語りを分析するにあたり、本稿ではディスコース分析を用いる。ディスコース分析とは、相互行為の分析を行なうアプローチの一つである。言語行為論、エスノメソドロジー、記号学等をその基礎とし、発話やテキストを社会的実践として捉え、その実践を可能にするリソースに焦点を当て分析する手法である（Potter and Wetherell, 1987）。ディスコース分析において、ディスコースは公式・非公式を問わず、あらゆる形態の話された相互行為、書かれたテキストとして捉えられ、その

内容と組織化が分析の対象となる。伝統的な社会科学の言語観では発話やテキストは何らかの世界を代理するものとして捉えられてきたが、ディスコース分析においては発話やテキストそれ自体が現実を作り出しながら何らかの実践を行なうものとして分析の対象にされる（佐藤、2006、pp.86）。言語は構築的なものであり、発話やテキストは言語や語り方、決まり文句といった言語的リソースによって形成されているとみなされるため、多種多様な言語的リソースが使用され、現実が構築されていること自体を明らかにすることができる。また、ディスコース分析の主要なテーマの一つは、事実がどのように構成され、そして出来事をどのように述べるのが、説得力や権威をもつのかということである（鈴木、2007、pp.55）。

では、この研究対象にディスコース分析を用いる利点はいったいどこにあるのだろうか。発達障害というものは、たとえ定義づけられたとしてもいまだ不明瞭で同定されにくいものである。にもかかわらず、発達障害に関する議論が進んだり、発達障害者支援法という形で制度が作られたり、それを現実の対象として集団が形成されたりするということは、そこに不明瞭であることを明確化させない、言い換えれば問題を生じさせない仕組みがあると考えられる。ディスコース分析を用いることで、その仕組みを明らかにすることが出来ると考えられるからである。

たとえば、ディスコース分析の視点からみると、「親の会」の会員たちの日常会話は、子どもや自分自身に日々起きている困難を事実として伝えるための媒介ではない。その困難が事実であるかどうかは問題なのではなく、「親の会」の会員たちが日常の会話の中で相互行為を行うこと、つまり会員の子もたちを支援を必要としている対象として語り構築することそれ自体が、結果としてその前提である発達障害が存在するという現実性をつくりだしていると考えられる。

従って以下では、現実をつくりあげるためのディスコースに現れる言語的部品の抽出に焦点をあてて、分析を行っていく。発達障害のように直接的で端的にそれを指示する表現がないものを、現実として構築するためになされている親の実践と、対象がある特定の性質を持つものであることを表象するために使われている表現上の工夫としての特定の記述のセットを抽出することで、発達障害が結果的にあらわれると考えられるためである。

3. 「親の会」における発達障害をめぐるディスコース

3-1. 成員カテゴリー化装置と親であることの実践

サックスはある人をなんらかの地位によってカテゴリー化するというそのことはいかにして正当化されるかという問いに対して、「成員カテゴリー化装置」という概念を使って答えを提示している（前田泰樹、2007、pp.103）。この「装置」は、カテゴリー集合と適用規則がセットになっており、適用規則とは私たちが実際にカテゴリー集合をどのように使っているのかという使い方を指している。この規則の中に「一貫性規則」と呼ばれる規則があり、これは同一の場面内では人々は同じ集合の要素であるカテゴリーによって位置づけられるというものである。³⁾ また、カテゴリーの中には「親子ども」、「先生-生徒」のように、ペアになっているものがある。このペアからなる集合を、サックスは「標準化された対関係」と呼んでおり、要素となっているペアには、ある権利や義務が割り振られていることが知識として前提とされている（Sacks, 1972、pp.106）。成員カテゴリー化装置の記述は、概念同士の結びつきも明らかにしている。あるカテゴリーが特定の活動と結びついており、その結びつきが行為や出来事理解にとって前提となっていることを示しているのである（前田泰樹、

2007, pp. 117)。たとえば、母親は子どもの状態を知る・心配する権利があり、子どものしつけをするという義務があると考えられ、そのことを疑問に考えるものはいないであろう。それは母親というカテゴリーが子どもの世話をするという活動と結びついており、「母親-子ども」が標準化された対関係にあるからである。そのようなペアには、ある特定の権利や義務が割り振られていることを、私たちは前提としている。

成員カテゴリー化の実践について、西阪は、日本人が外国人留学生にインタビューを行うという相互作用の中で、以下のことを明らかにしている。それは、「日本人であること」・「外国人であること」を、戸籍や出生などの外在的な基準とは無関係に、その相互行為のなかで、相互行為の偶発的条件に依存しながら、参与者たちがそのつと協同で成し遂げているということである。彼らは、「日本人」と「外国人」のあいだに一般的に期待される関係に従って、知識・経験を優先的に報告する権利を互いに配分しあうことで、それぞれのカテゴリーの実践を行っていた（西阪、1997, pp. 78-103）。つまり、「日本人である」ことをすることが、日本人であることを構築し、表象すると考えられる。また、佐藤は覚醒剤使用者の親の語りを分析する中で、対象の日常的活動に対して語る権利が保証されていることそれ自体が、親、あるいは家族であることを提案していると述べている。⁴⁾ 語り手が対象との間に特殊な関係をもっていること、あるいはそのような関係を示す行為をしているという記述は、そのように記述すること自体が親であることの実践なのである（佐藤、2006, pp. 383）。たとえば、子どもが日常生活の中で何らかの問題をかかえていること、そしてそれがよくわかっていると語ることを通じて親であることが実践され、その実践を通じて問題の問題性がはじめて表象されてくる。

以上のことから、「発達障害児の親」であることをするということは、「発達障害児の親」であることを構築し表象することであることがわかる。そして、そのように「発達障害児の親」であることを実践することを通じて、結果的に発達障害というものの現実性を保障することが出来ると考えられる。

では「親の会」の会員は、どのようにして「発達障害児の親」であることを実践し、発達障害というものを記述しているのだろうか。私たちの言語活動は、ある対象を記述する際には、同様のカテゴリーに位置するものと想定されているなにかとの差異化を行うことを基本的な作業としている。たとえば、障害というカテゴリー集合の中に位置する知的障害は、同様の集合の中にあるとされる身体障害や精神障害との差異を語ることで記述することができると考えられる。これから「親の会」のディスコースを分析することで、「発達障害児の親」としての実践が、結果的に対象の現実性を保証し、対象の特殊性を構築していく仕組みを明らかにしていく。

今回の調査で、親が発達障害について述べる際に特徴的にみられた記述方法は、親であることの実践をする中で、他の障害や定型発達と差異化する形で、発達障害の現在のあり方や将来のあり方を語る方法である。そこで以下では、分析によって明らかになった、親が発達障害を記述する際の次の4つの水準、専門家としての水準での記述、保護者としての水準での記述、親としての水準での記述、母親としての水準での記述について、分けて論じていくことにする。

なお、以下では引用データをゴチックで表し、重要だと思われる部分に下線を施した。

3-2. 専門家としての水準での記述

ここで行われていることは、必ずしも親や保護者でなくとも、発達障害についてよく知っていると考えられている専門家や実務家にも出来る実践であると考えられる。

<データ1>

よくほら軽度発達障害の子どもたちの困難さをね、話すときに知的なレベルが、あの知的障害がないにも拘らず、というところで障害がある子どもたちを指すじゃないですか。じゃ今までの障害観がどうか、じゃ知的なものがある、自閉にしても知的と自閉が合併した子を自閉とよんでいたから、子たちとか身体のね、ところっていうのは、まあある意味で想像がいく範囲なのよ、まわりが。その困難性が本当のところは見えなくても何となくこう視覚的なイメージで、こう捉えることが出来るところだったんですよ。(中略) 社会性の問題のところなんかはよく見えない、見えづらいって。知的な問題だったらまだ見えるけど、自閉症のお子さんたちが何が一番問題かというところ知的なところじゃないもんね。

ここで行われていることはどういうことだろうか。

子どもが困難性をもっていると語ること、そして周りの人がその困難性のイメージがつかめないということが問題だと語ることそれ自体が、発達障害のことをよく知っている誰かというカテゴリーであることの実践であると考えられる。その実践を通して発達障害のことをよく知っている者の属性が表象され、結果として、その実践の対象である発達障害の現実性を保証している。

では、このような仕組みで現実性を保証された発達障害というものは、一体どのようなものなのだろうか。これまでの障害の中には、身体障害や知的障害など社会的に福祉の対象としてよく知られているものがある。しかし、発達障害は定義や概念を簡潔に表すことができないうえに、その困難性が見ただけではわかりにくい。そこで、ここでは知的障害や身体障害などのこれまでに周知されている障害観を、視覚的なイメージで捉えることが出来ると位置づけた上で、発達障害というものは社会性の問題だから視覚的なイメージで捉えづらいとして、他の障害との差異化を行っている。「見える障害」「見えづらい障害」という視覚的なイメージの記述のセットを用いることで、発達障害とは周りからイメージがとらえられにくいために理解されにくい障害であると差異化が可能となっている。ここで視覚的なイメージの記述のセットを用いることで、独特の大変さを持ったものとして発達障害を表象することが出来ていると考えられる。

ここでの、子どもが困難性を持っているという記述は、親以外の親戚や専門家でも出来るものであり、ここでのディスコースを分析する限りでは、語り手が発達障害の親であるとは限らない。ここでの語りは、発達障害のことをよく知っている者の記述する水準のものであると考えられる。

3-3. 保護者としての水準での記述

ここで行われていることは、制度上における、保護者であることの実践であると考えられる。

<データ2>

はっきりしている子たちは、たとえば障害が重ければ重いほどきちとした方向付けがもう最初からあって、お母さん方ももうたとえば養護学校とか肢体のほうだとか知的なほうだとか割り振りを最初からすんと決められてありますよね。でも私たちが今行った時に、普通学級、えっ養護学校⁵¹、えっ障害児学級っていう、何かどれもしっくりこないですよ。

ここでは、障害に関連した福祉制度の割り振りの中に子どもが入り込めないこと、つまり、どの形態の教育機関でも子どもの特性に合っておらず、適切な指導や支援が受けられないことに対して困っていると語ることでそれ自身が、発達障害の保護者であるということを実践していると考えられる。子どもの特性に合った学校がなくて困っていると語るという行為が、子どもの保護者というカテゴリーと結びついているからである。その実践を通して、発達障害の保護者が存在することが現実となり、結果的にその前提として発達障害というものの実在性が保証されている。

実在性が保証された発達障害は、どのようなものなのかを表現するために、ここでは二つの差異化が行われている。一つめは、他の障害との差異化である。身体障害や知的障害などの重い障害に関しては、通学する学校の割り振りが決められているということに対して、障害が軽度であると考えられている発達障害は養護学校には入ることが出来ない。しかも、障害が軽いだけでも通常学校の障害児学級も、子どもの置かれる位置としてはしっくりこない。障害の重さ・軽さという記述のセットを使って差異化を行っているが、その軽い障害も発達障害の入るカテゴリーではないという記述であると考えられる。二つめは、定型発達との差異化である。定型発達児は、最初から居住区域によって通常学校の通常学級に在籍することが割り振られている。発達障害児も同じように通常学級に割り振られているが、ここでの語り手はそれではしっくりしないと記述している。

養護学校や定型発達児の通う普通の学校でも、どの形態の学校でもその位置が適切でないもの、どの教育体制でも適切な支援が得られないもの、しっくりこないものとして、発達障害が表現されている。他の障害や定型発達のカテゴリーに入り込めない、カテゴリー化の不安定な現状を持つものとして発達障害が記述されている。

<データ3>

(子どもは通常の中学校に在籍していたが、対人関係がうまくいかずパニックをおこし、登校できなくなった。その後、養護学校の中の病弱部に転校したという話をした後)

あのいろいろ進路とか進学も結局は私たちのような子どもは手帳がないから恩恵にあずかれないでしょう。生きていくうえでもやっぱり普通に生きていかんと、ていうか、ていう訳じゃない、選択肢の中にそこを残しておかんといかんわけでしょう。その障害者として生きる道と普通に生きる道と二つを残しとかなきゃいけないってことは、普通の養護学校は私たち入られんたい。病弱部しかなかったんですよ、結局は、行ける場所ってというのが。

通常学級は対人関係がうまくいかないために在籍できず、知的障害や身体障害を持つ子どもが入学できる養護学校に転校しても、障害者福祉手帳の交付の対象でないために卒業後は障害者として制度の恩恵が受けられないという、子どもの現状や卒業後の将来を考えて転校させたという記述そのものが、発達障害児の保護者であるということの実践であると考えられる。障害者福祉制度にまつわる語りは専門家でも出来るが、子どもの現状や将来の進路を心配するという行為は、発達障害児の親や保護者というカテゴリーとより関係があると想定されるからである。この実践により、発達障害児の保護者の存在が現実となり、結果的にその実践の前提としての発達障害そのものの現実性も、保証されていると考えられる。

その上で、通常学級に在籍することが当たり前だとみなされている定型発達児や、養護学校に入る

ことが出来る他の障害者と差異化することにより、現在にも将来にもカテゴリー化の不安定さをもつものとして、発達障害が記述されている。進路や進学などに関しても現行の障害者福祉制度に入り込めない発達障害の現在のありようを示すとともに、障害者にも定型発達者にも入り込めない発達障害の将来のありようも示されている。

3-4. 親としての水準での記述

データ4は、重度心身障害者の親の話として、発達障害児の親が語った語りの中から、記述のセットを見るために抜粋して示したものである。ただしこれは、重度心身障害者の親が大変ではないということ話をしているものではない。重度心身障害者の親の方が発達障害者の親に比べて大変だともいえるが、そうでないとも言えることを示しており、それを対象とすることで、発達障害者の親の苦勞を定式化しようという作業である。

<データ4>

うちの子は結局動けないから、あのある程度ほら世界は自分で牛耳られるっていうの、自分で守れる。でも動けてしゃべれての子は、世界がどんどん広がっていくから牛耳れないから、結局はその心配がそれだけ広がるって。

ここでは、子どもに関する親の心配の仕方を言語化しており、子どもの日常的活動に関しての心配が広がる、まさにそのように語るこそが親であることの実践であると考えられる。それは、子どもの日常的活動について語る、そして心配するという特定の行為が、親というカテゴリーと結びついていることを、共通理解として私たちが前提としているからである。しかも、世界がどんどん広がっていても牛耳れないから心配が広がるという語りは、発達障害の大変さを表現しており、ここでは発達障害児の親であることを示すことを実践していると考えられる。

では、発達障害に特有のこの大変さは、どのようにして記述されているのだろうか。子どもの将来のありようを語るさいに、一般的には成長と共に子どもの世界が広がっていくことは、子どもの順調な発達と結びついており、不都合なこととは考えられない。それどころか、むしろ望ましいこととして語られることが多い。しかしここでは、重度心身障害児の世界は親の牛耳ることの出来る世界であり安心であるが、それに対して発達障害児の世界の広がり、広がったぶんだけ親の心配が増すと表現されている。このような一般的なものは違う記述のセットを用いることを通してはじめて、発達障害の大変さを表現することが可能になっている。このような一般的に考えられているものとは異なる心配をもつものとして、発達障害児の親が語るということ自体が、発達障害児の親である実践であり、その結果、その実践の前提として発達障害の現実性が浮かび上がってくると考えられる。

<データ5>

どこ行ってもさ、満たされないっていうか結局。(中略)あ的那个ね、お話をしたりさ、そのお友達、たとえばあのちょっと重い人の親の障害者の親の会のこととか、もう普通のさ、ね、隣のお友達のところとかいろんなところで、どこへ行ってもやっぱり満たされないとたい。やっぱりその何ていうか自分のところでの苦しさが、苦しさがじゃない、そのなんていうの軽いがゆえの苦しさがっていうのがある

じゃない。その部分が一番苦しいんだよね。そこがわかってもらえないけん。軽いけん問題が軽いんじゃないもんね。軽いけんが理解されてないことが、とても問題になるとたいね。

自分が抱えている特有な苦しさは、重度心身障害児の親に話しても、障害に関係がないと思われる一般の人に話しても、しかもそれが友達という、より親しいカテゴリーに属する人であっても、理解してもらうことが出来ず、自分の心が満たされないと語るということ自体が、発達障害児の親であることを実践しているということである。その理由は、自分が抱えている特有の苦しさというものが、親として保護すべき子どもの障害の特性を周りの人から理解されないという苦しさだからである。この苦しさは発達障害児の親に特有の苦しさであり、周りに一番わかってもらいたいところが理解されないために、心が満たされないという親を実践している。

では、その特有な苦しさはどのようにして示されているのだろうか。それは、重度心身障害者の親や定型発達の子どものもつ親というカテゴリーの持つ苦しさとの差異として記述されている。一般的に障害の度合いが重度であればあるほど苦しいと考えられている、障害やそれに関連する苦しさに対して、自分たちの苦しさは一般的に考えられている苦しさではないと、他の障害に関連している苦しさとの差異化を行っている。ここで、障害の重さに比例すると考えられている一般的な苦しさではなく、「軽いがゆえの苦しさ」というユニークな記述のセットを使用することで、障害の度合いが軽いために苦しさも軽いと周りから考えられている、理解されていない障害として発達障害を表現することが可能になっている。

<データ6>

(中学校の校内研究会において、発達障害児の親が教員を対象に、子どもの障害特性についての具体的な説明をしてサポートをお願いした際の教員の反応は良いのだが、実際の関りの中ではトラブルがおきるといふ話の後に)

許してもらうためにサポートしてくださいじゃないのよ。その足りない部分を育てるためにサポートしてくださいってことを言ってるんだけど、どうかすると間違えられて、そのこういう子だからこれで許してくださいと思われてると思うとたいね。

このディスコース上では、子どもの足りない部分を育てるためのサポートを学校にお願いに行ったと語る行為と、しかもその説明内容が間違えられて受け取られたというそのような苦勞を持つということ語る事が、発達障害児の親であることの実践に他ならないと考えられる。子どもの足りない部分を学校の教員よりもわかっており、実際にその部分を育てていると記述することが、発達障害児の親であることと、切り離して考えられないからである。

では、その前提としての発達障害はどのように位置づけられているだろうか。発達障害を、この場合は子どもに属するものだと考えると、「許す」「育てる」は発達障害そのものとは関係がない外からの評価や接近の仕方だと考えられるが、言語活動から発達障害とは何かを考えていくスタンスからすると、「許す」「育てる」という対比の中で表現することが発達障害とは何かを表していると考えられる。許すものとして表現されることで、発達障害は許す対象としてネガティブなものに位置づけられるのに対し、育てる対象としての発達障害はポジティブなものに位置づけられ、対象そのものが変

わってくると考えられる。「許す」「育てる」という対比の中で表現することは、発達障害という対象をポジティブなものに変換する言語活動だといえるだろう。

学校での教員のふるまいを「許す」と振り分けた上で、発達障害児の親のふるまいに「育てる」を割り振ることで、発達障害児を「許す」のではなく「育てる」対象として表現し、その上で支援の要望を提案している。発達障害が周りからまだ理解されていない、よくわからないものであることを考えると、「許す」「育てる」という記述のセットでなされる説明は、発達障害そのものを意味づけていく交渉過程であると考えられる。

<データ7>

(子どもが学習障害の診断を受けたことで、それまで親しくつきあっていた叔母の態度がよそよそしく哀れむ態度に急に変化し、診断されるまでは一緒に遊んでいた、子どもより年下の小学1年生の甥が子どもを馬鹿にするようになったという話の後で)

障害児だからこんな風に人に嫌われるのかなってという刷り込みはあったと思うんです。(中略) 今までじゃないつきあい、急に態度が変わったわけだから。ああこんな風に嫌われるんだっていうのは本人の気持ちのどこかにまだ残ってると思います。で、私自身の中にもすごいそのことがやっぱりショックだったから。

子どもに発達障害の診断がついたことで、叔母や甥という親戚の態度が変わったことがショックだったと語るディスコースは、専門家でも保護者でもない、まさに発達障害児の親でしか語れない記述であると考えられる。これは発達障害児の親であることの実践であり、外見上はその障害がわからない、定型発達との差異化が難しいものとして発達障害が記述されていると想定できるが、このディスコース上では、発達障害については特に述べられてはいない。

一般的には他のカテゴリーよりも子どもやその親に理解を示して擁護をするであろうと考えられている叔母や、幼いときから子どもと一緒に遊んでいた甥から嫌われたと表現することで、発達障害がネガティブなものとして位置づけられている。その上で、親戚などの親密な関係性から切り離されるものとして、発達障害児とその親が表現されている。子どもに対しての親戚の態度により母親自身がショックを受けたと語ることが、子どもに関して責任をもつ存在であり、よく理解している存在である親であるということを実践しており、子どもに関して語る資格の正当性を保障している。そのことで、この語りそのものの正当性が保障されており、目に見えない形での障害というものの存在が結果的にリアリティをもって作り上げられている。

3-5. 母親としての水準での記述

<データ8>

あの私、夫からも言われたことあるんですよ。お前が育てたけん、お前みたいなのが育てるけん子どもがおかしくなったんだって。(中略)

(別のメンバーが発言) 私も主人は黙ってたけども、私の兄からね、二番目の兄からお前の育て方が悪かつちゃないとって言われたときに、あっやっぱわかってもらえないなって。

ここでは、子どもがおかしくなった、つまり元々は子どもはおかしくなかったのだけれどもおかしくなったと、育て方の問題として子どもの問題が記述されている。しかも、子どもとの関係において保護者というカテゴリーの成員でもありと考えられる父親や伯父から、育て方の問題だと言われて、やっぱりわかってももらえないと語るこの語り自体が、伯父や父親よりもっと子どもを育てることに責任があると期待されている、問題を持つ子どもの母親であるということを実践していると考えられる。しかも、育てる人が代わったり、育て方が良くなっても、子どものおかしさは変わらないことが前提として語られており、育て方の問題ではなくて、そういうものに左右されない障害ともいえるものをもつ子どもの母親としての記述であると考えられる。子どもの問題に関して、夫や兄が可逆的なものとみなしているのに対して、語り手は非可逆的なものとして差異化を行うことで、この問題が障害であることを記述している。

それでは、ここでの障害とはどのようなものを示しているのだろうか。ここでも夫や兄などの、他のカテゴリーに比べて子どもや母親により親密と考えられる人たちから、子どもやその母親が切り離されるものとして、障害が表現されている。しかも育て方の問題で出現するとみなされるという記述のセットが用いられており、身体障害や知的障害などの、育て方の問題では出現しないと周知されている障害とは、違うものであると表現されている。これまでのデータに比べて、このディスコースの様に、子どもや語り手に、より親密だと考えられる者との相互行為について語る際には、障害そのものがどのようなものであるか具体的には語られていない。しかし、この障害を理解できる人と出来ない人の存在という分割を通じて、理解できる人の活動を肯定しており、結果として「親の会」の活動を正当化しているとも言えるだろう。

先に分析対象のところでも触れたが、このデータは「親の会」での日常的に交わされている会話を録音し、書き起こしたものである。このような調査状況から言っても、そのような理解してもらえない現状、理解してもらえない障害を共有することが可能な人たちと話すことそれ自体が、結果的には「親の会」の組織としての結束を促すという実践が行われていると考えられる。このことは、親の会のディスコースがまさに親の会のディスコースとして、親の会における発話という、発話状況に基礎づけられていることを示唆しているだろう。

4. 考察

発達障害とはどういうものかを明らかにするために、本稿では発達障害者支援法制定以前の語りとして「親の会」におけるディスコースの分析を行った。その結果、発達障害とはどのようなものかを記述するためには、先ずその実在性を保証するための行為が必要であることが明らかになった。

発達障害児の親であることの属性を構築し表象することを通してはじめて、発達障害児の親というものの実在性が保証される。このような親であることの実践を通して、結果的に、その前提としての発達障害の実在性も保証されることが明らかになった。このように入り組んだ仕組みを繰り返し使い、その都度、発達障害児の親であることが実践されないと、直接的に発達障害の実在性を保証することが困難であるからだと考えられる。また、発達障害という、同定されにくく制度も確立していないものの実在性を保証するために、様々な水準の記述が使われながら語られていることも明らかになった。親であるという水準の実践だけではなく、保護者や発達障害に詳しいものであることの水準の実践もなされており、「親の会」の語りは、これらの様々な属性を表象することで、より発達障害の実在性

を支える役割を果たしていると考えられる。

では、以上のような仕組みでその実在性が保証された発達障害は、どのようなものとして可視化されているのだろうか。

障害というものは、単に心身の不具合として独立しているのではなくて、現在や将来のありようや動きと関わりながら存在していることが、「親の会」のディスコースを分析することで明らかになってきた。時間的な流れの中や、教育や進路などの社会関係の中に心身の不具合が置かれることが障害というものを示していると考えられる。なかでも発達障害は、身体障害や知的障害などの既存の障害に比べて単に見えづらだけでなく、既存の障害との関わり合いの中で生じている制度的なものの中に現在も将来にわたっても入り込めない不安定なものとして記述されている。また、一般的に障害と関連していると考えられている苦しさとは違う苦しさを持ち、子どもの成長と結びついて考えられる心配とは違う心配を持つものとして語られており、このような一般的な記述とは異なる独特な記述のセットを使用することによって、発達障害特有の苦しさやカテゴリー化の不安定さを語ることを可能にしている。その結果、発達障害の支援の要請を正当化していると考えられる。これは同時に、発達障害とは何かということ語ることででもある。何故なら、それをある特定のものとして語ることを通じてはじめて、支援の要請やその要請の正当化を行うことができるからである。

しかも、他の社会集団のものだけでなく発達障害児の親でさえも、重度障害、定型発達、知的障害、身体障害などの他の社会集団の状況との差異を明らかにすることで、発達障害というカテゴリーを繰り返し構築し続けていなければ、発達障害というものがそれとして現れてこない。発達障害とは、他のカテゴリーとの差異を、時間的なもの、制度的なものの中で語りながら、また周りの人からの無理解を語ることで、やっとなリアリティのあるものとして現れてくるものだと考えられる。

5. おわりに

発達障害が法として制度化される以前の「親の会」のディスコースでは、発達障害児の親が親であることを実践することを通じて、結果的に実践の前提として発達障害の実在性が保証されていたことが明らかになった。そして、それがあある特定の性質を持つものであることが、独特の記述のセットを使用することで構築され、表象される。この仕組みは、発達障害者支援法制定に伴う国会の質疑の中で、発達障害に対する支援を質疑することで、結果的に発達障害の実在性が保証されるのと、ほぼ同じような仕組みになっている。今後はこの発達障害についての語り方が、その後の発達障害者支援法成立までの語りとのどのように関係しているのか、また法成立後にこの語り方に変化があるのかについて引き続き分析を行うことで、発達障害とはどういうものかについて明らかにしていく。

注

- 1) 筆者は、2008年11月に発達障害者支援法の草案作成者である福島豊氏（当時の衆議院議員）に、発達障害者支援法の成立に関してのインタビューを行っている。その中で、福島氏は自身の自閉症を持つ子どもへの適切な支援がないことが法案作成のきっかけになっていることや、繰り返しなされる発達障害の定義に関する質疑について話をしており、その中で定義の問題は専門家に任せたことや、定義については一番議論が残っていることなどを語っている。
- 2) 「日本LD親の会」は、1990年に設立され、2008年にNPO法人として東京都より認証を受けている。

現在は46団体、3200名の会員を抱えている（発達障害白書2010年版、2009）。LDとその周辺の人々が、個性的で自立した豊かな社会生活を送ることを目指し、文部科学省・厚生労働省・国会議員や政党に対する要請活動、地域委員会における専門委員会による課題の検討、日本LD学会への参加、啓蒙、情報発信などの活動を行っている（全国LD親の会設立10周年記念誌、2001）。

- 3) 成員カテゴリー化装置の規則には、この他に経済法則と呼ばれるものがある。これは、人を特徴づけるにはひとつの集合だけで十分であるという規則である。どのような人も複数の地位カテゴリーによって特徴づけることが可能であるのに、実際にはひとつの集合で足りるのは、今どの集合を使うべきかを常に示しあいながら行為しているからだと考えられる。
- 4) 佐藤は覚醒剤使用者の親の語りを分析するに際して、親とは使用者である子ども（対象）をよく知っているとして想定可能な他者であると述べている。
- 5) 2007年4月1日から、特別支援学校という名称に変更されたが、インタビュー当時は養護学校という名称であったためそのままの表記で示している。

引用文献

- 日本発達障害福祉連盟編『発達障害白書2010年版』、日本文化科学社、2009。
- 発達障害の支援を考える議員連盟編著、『発達障害者支援法と今後の取り組み』、ぎょうせい、2005。
- カイババ編著、『ほくらの発達障害者支援法』、ぶどう社、2005。
- Potter, Jonathan. and Wetherell, Margaret., "Discourse and Social Psychology: Beyond attitudes and Behavior", Sage, 1987.
- 佐藤哲彦、『覚醒剤の社会史－ドラッグ・ディスコース・統治技術－』、東信堂、2006。
- 鈴木聡志、『会話分析・ディスコース分析－ことばの織りなす世界を読み解く－』、新曜社2007。
- 前田泰樹、水川喜文、岡田光弘（編）、『エスノメソドロジー 人びとの実践から学ぶ』、新曜社、2007。
- Sacks, Harvey, "An Initial Investigation of the Usability of Conversational Data for Doing Sociology," in D. Sadnow (ed.), Studies in Social Interaction, The Free Press, 1972. (=北澤裕・西阪仰訳、『会話データの利用法』会話分析事始め、マルジュ社、31-37、1989.)
- 西阪仰、『相互行為分析という視点－文化と心の社会学的記述－』、金子書房、1997
- Harold Garfinkel, "Studies of the Routine Grounds of Everyday Activities", 1972. (=北澤裕・西阪仰訳、日常活動の基盤－当たり前を見る－：『日常性の解剖学－知と会話－』、マルジュ社、33-92、1995.)

資料

国会会議録

- 第159回国会衆議院予算委員会第四分科会議録第1号 2004. 3. 1
- 第159回国会参議院共生社会に関する調査会会議録第6号 2004. 5. 12
- 第161回国会参議院文教科学委員会会議録第3号 2004. 11. 2
- 第161回国会衆議院厚生労働委員会会議録第5号 2004. 11. 5
- 第161回国会衆議院内閣委員会会議録第8号 2004. 11. 24
- 第161回国会参議院内閣委員会会議録第8号 2004. 11. 30
- 第161回国会参議院内閣委員会会議録第9号 2004. 12. 1

Construction of Developmental Disorder in the Interaction, Among Parents in a Support Group

YAMAGUCHI Yuko

The purpose of this study is to shed light on how the concept of developing disorder is constructed by discourse analysis. Although developmental disorder is understood as a form of brain malfunction, the source of the problem is still unknown. Therefore, its characteristics are not as well recognized as physical and mental disorder.

We see such discussion in the interactions among the parents of developmentally disabled children that I analyzed. It became clear that a set of unique descriptors were used in such interaction.